

# 本ガイドラインについて

## 1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、「東京都地域防災計画」に基づき、東京都全域、二次保健医療圏、区市町村を単位とした災害医療体制の概要や各機関の役割など、基本的な事項について記載した「災害時医療救護活動ガイドライン」に即して、災害時における薬剤師班の活動方針を示すことを目的としています。

第1章は「東京都の災害医療体制の概略」、第2章は「薬剤師班の具体的活動内容」、第3章以降は、薬剤師班活動の参考となる資料、通知等を掲載しています。

## 2 適用範囲

本ガイドラインは、薬事関係者や行政機関を対象に、災害発生前と同程度の医療機能・医薬品等供給機能に復旧するまでの期間の活動方針とします。

また、区市町村における薬剤師班活動の標準的な取扱いについて記載していますが、各区市町村が定める地域防災計画が優先されます。

なお、平成10年5月に策定（平成26年9月に最終改定）した「災害時における薬剤師班活動マニュアル」は廃止します。

## 3 策定の経緯

これまでの、「災害時における薬剤師班活動マニュアル」は、薬剤師班が医療救護活動を実施するための「マニュアル（手引書）」という位置づけでした。

しかし、薬剤師班の活動の場は、医療救護所、集積場所等、区市町村が設置する施設がほとんどであり、薬剤師班は、それらの場所で区市町村の地域防災計画等に基づいて活動を行うこととなります。

そのため、平成30年度に設置した「災害時における薬剤師班活動マニュアル検討委員会」で議論した結果、これまでのマニュアルに代わり、薬剤師班の標準的活動方針を示す「災害時薬剤師班活動ガイドライン」を新たに策定しました。

## 4 「災害時における薬剤師班活動マニュアル検討委員会」委員等名簿

### (1) 委員

	所属、役職等	氏名
	① 東京医薬品卸業協会	石井 由喜雄
【会長】	② 東京都医師会 副会長・東京都災害医療コーディネーター	猪口 正孝
	③ 日本チェーンドラッグストア協会	大草 博雄
	④ 東京都福祉保健局医療政策部災害医療担当課長	清武 直志
	⑤ 特別区保健衛生主管課長会・中野区健康福祉部副参事(健康推進担当)	只野 孝子
	⑥ 東京都病院薬剤師会 理事	西澤 健司
	⑦ 東京都市保健衛生担当課長会・国立市健康福祉部健康づくり担当課長	橋本 和美
	⑧ 日本保険薬局協会	原 正朝
	⑨ 東京都薬剤師会 常務理事	森田 慶子

### (2) オブザーバー

(50音順・敬称略)

所属、役職等	氏名
東京都医師会 救急委員会 災害医療研修部会長	大桃 丈知

# 第1章 東京都の災害医療体制

## 第1節 東京都の災害医療体制概要

### 1 東京都地域防災計画と災害時医療救護活動ガイドライン

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P2より

#### (1) 東京都地域防災計画

東京都地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき東京都防災会議が策定する計画で、医療情報の収集伝達体制、初動期の医療救護活動、負傷者等の搬送体制、医薬品・医療資器材の供給などについて定めています。

#### (2) 災害時医療救護活動ガイドライン

災害時医療救護活動ガイドラインは、東京都防災会議が平成24年4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」と同程度の規模の地震など、地域における医療機能が低下した場合に必要な医療救護活動について、東京都（以下「都」といいます。）の方針を示したものです。

東京都地域防災計画で定める医療救護活動を具体化したものとして、大規模な風水害等の災害があった場合にも準用します。

災害時医療救護活動ガイドラインの項目及び主な内容は、下表のとおりです。

[表：災害時医療救護活動ガイドライン各章の項目と主な内容]

章	項目	主な内容
第1章	災害医療体制の基本事項	東京都の災害医療体制の概要や各機関の役割など、基本的な事項について記載しています。
第2章	発災直後から急性期までの医療救護活動	外傷治療及び救命救急ニーズに対応するための標準的な活動方針について記載しています。
第3章	亜急性期から慢性期・中長期までの医療救護活動	主に亜急性期以降の標準的な活動方針について記載しています。
第4章 第5章	様式・資料編 広域災害救急医療情報システム（EMIS）編	災害時に使用する様式、関係機関一覧、トリアージ、広域災害救急医療情報システムの活用方法等について記載しています。

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P2表1

## 2 フェーズ

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P3より

フェーズ（phase）とは、「局面・段階」などを意味します。都では、フェーズの区分を、発災直後から中長期までの6区分としています。

[表：フェーズ区分]

フェーズ区分	0 発災直後 (発災～6時間)	1 超急性期 (～72時間)	2 急性期 (～1週間程度)	3 亜急性期 (～1か月程度)	4 慢性期 (～3か月程度)	5 中長期 (3か月程度～)
医療ニーズ	外傷治療・救命救急のニーズ			慢性疾患治療・被災者の健康管理等		

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P3表2に基づき作成

[表：フェーズ区分の想定期間と状況]

区 分		想定期間	状 況
0	発災直後	発災～ 6時間	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期	6時間～ 72時間	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受け入れが少ない状況
2	急性期	72時間～ 1週間程度	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期	1週間～ 1か月程度	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期	1か月～ 3か月程度	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期	3か月以降	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

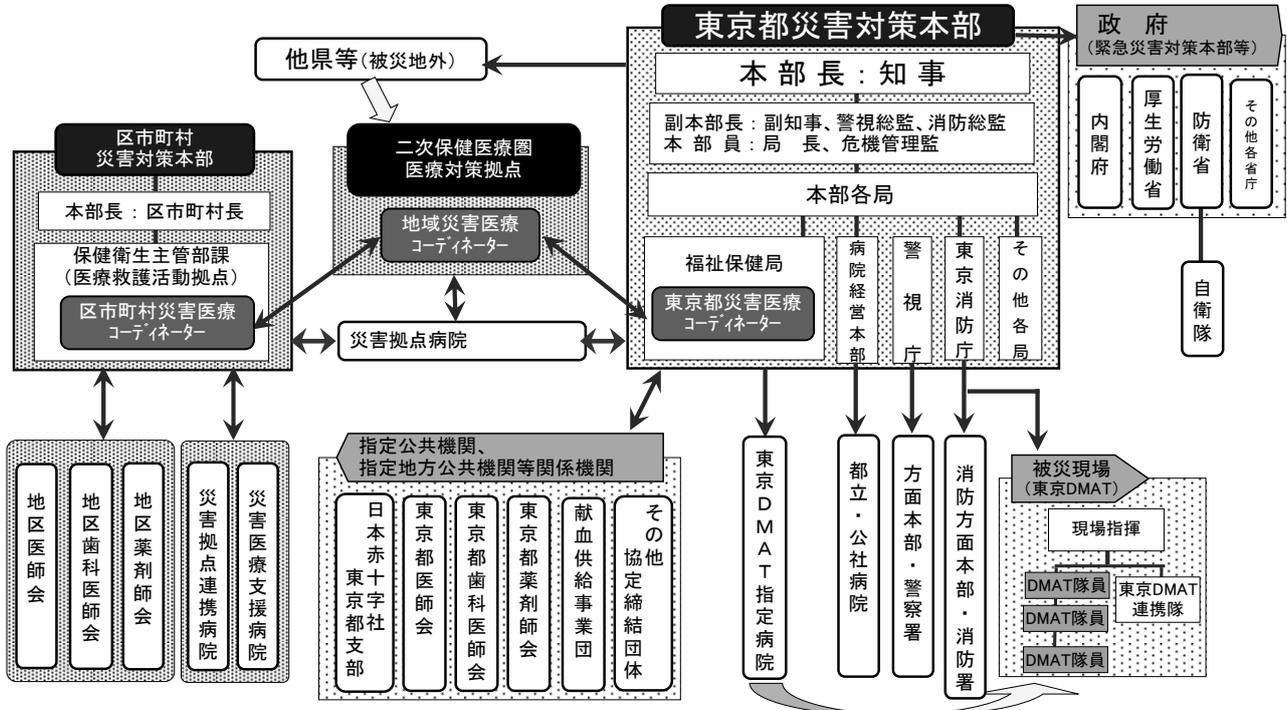
出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P3表3に基づき作成

### 3 医療救護活動における関係機関の連携体制と役割分担

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）PP9-11 より

都は、被災者の救護に万全を期するため、関係機関と密接に連携し活動します。初動期の連携体制は下図、各関係機関の役割等については下表と次ページの表のとおりです。

[図：発災直後から急性期までの連携体制]



出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P 9 図3に基づき作成

[表：医療情報の収集伝達体制]

機 関 名	活 動 内 容
東京都 福祉保健局  (二次保健医療圏)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、東京都災害医療コーディネーターを中心に被害状況及び活動状況等を集約</li> <li>○ 医療機関の被害状況及び活動状況等について、医療対策拠点や区市町村と情報共有</li> <li>○ 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報</li> <li>○ 地域災害医療コーディネーターは、医療対策拠点において、各二次保健医療圏内の被害状況等を集約し、東京都災害医療コーディネーターと情報を共有</li> </ul>
区市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会及び区市町村災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害や医療機関などの被害状況等を集約し、圏域内の医療対策拠点に報告</li> <li>○ 地域住民に対する相談窓口の設置</li> </ul>
都医師会 都歯科医師会 都薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害状況及び活動状況等を把握し、都に報告</li> </ul>

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P 10 表10

[表：初動期の医療救護活動]

機 関 名	活 動 内 容
東京都 福祉保健局  (二次保健医療圏)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整</li> <li>○ 東京都災害医療コーディネーターの医学的な助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整</li> <li>○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請</li> <li>○ 災害現場などの多数傷病者に対して救命処置を実施するため、東京DMATを派遣</li> <li>○ 医療対策拠点から要請があった場合又は医療救護の必要があると都が認めた場合、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会、日本赤十字社東京都支部、災害拠点病院などが編成する都医療救護班等を派遣</li> <li>○ 九都県市相互応援協定等に基づいて、医療救護班や他県DMATなどの医療チームの派遣を要請し、受入体制を確立</li> <li>○ 各圏域に二次保健医療圏医療対策拠点を設置</li> <li>○ 地域災害医療コーディネーターは、圏域内の医療救護活動等を統括・調整</li> </ul>
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都福祉保健局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣</li> <li>○ 東京DMATと連携して、救命処置等を実施</li> </ul>
区市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時における医療救護を一次的に実施</li> <li>○ 区市町村災害医療コーディネーターの医学的な助言を受け、区市町村内の医療救護活動等を統括・調整</li> <li>○ 緊急医療救護所及び避難所医療救護所を設置</li> <li>○ 地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会等との協定に基づき、地区医療救護班等の編成・派遣を要請</li> </ul>
都医師会 都歯科医師会 都薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協定に基づく医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班の派遣要請があった場合は、地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会に対して編成・派遣を要請</li> </ul>
日本赤十字社 東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力</li> <li>○ 都と締結した業務委託契約に基づき、都医療救護班を編成し、医療及び助産救護を実施</li> </ul>
献血供給事業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都から協定に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、日本赤十字社東京都支部等と協力するほか、医療救護活動等に協力</li> </ul>
都看護協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都から協定に基づく看護師の派遣要請があった場合は、医療救護所等において看護業務を実施</li> </ul>
都柔道整復師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都から協定に基づく協力要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供などの医療救護活動等に協力</li> <li>○ 医療救護所において、医師の指示により応急救護を実施</li> </ul>

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P11表11

〔参考：通信手段について〕 出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P51

災害時には、様々な通信手段を活用することにより、関係機関と情報共有することが求められますが、「災害時医療救護活動ガイドライン」では、「電話等」及び「FAX等」を下記のとおり想定しています。

- ① 電話等 固定電話、携帯電話、PHS、防災行政無線、MCA無線、衛星携帯電話など遠隔地と会話できる通信手段
- ② FAX等 FAX、防災行政FAX、電子メールなど遠隔地に資料を送信できる通信手段

〔参考：衛星携帯電話等の発信方法〕

インマルサット ・イリジウム	⇒	インマルサット	00 発信番号	+	870 アクセス番号	+	XXXXXXXX インマルサット番号	+	呼出キー
	⇒	イリジウム	00 発信番号	+		+	XXXXXXXX イリジウム番号	+	呼出キー
	⇒	固定電話 携帯電話 ワイドスター	00 発信番号	+	81 国番号	+	XXXXXXXX 相手先番号 ※最初の0を除く	+	呼出キー
ワイドスター	⇒	インマルサット	009130 事業者識別番号 ※事前手続必要	+	010 国際電話	+	870 アクセス番号	+	XXXXXXXX インマルサット番号
	⇒	イリジウム	009130 事業者識別番号 ※事前手続必要	+	010 国際電話	+		+	XXXXXXXX イリジウム番号
	⇒	固定電話 携帯電話 ワイドスター	通常の発信方法						
固定電話	⇒	インマルサット	KDDI:001 NTTコミュ:0033 ソフトバンク:0061 事業者識別番号 ※国際区分登録済は不要	+	010 国際電話	+	870 アクセス番号	+	XXXXXXXX インマルサット番号
	⇒	イリジウム	KDDI:001 NTTコミュ:0033 ソフトバンク:0061 事業者識別番号 ※国際区分登録済は不要	+	010 国際電話	+		+	XXXXXXXX イリジウム番号
携帯電話 NTTドコモ Softbank ウィルコム イーモバイル	⇒	インマルサット			010 国際電話	+	870 アクセス番号	+	XXXXXXXX インマルサット番号
	⇒	イリジウム			010 国際電話	+		+	XXXXXXXX インマルサット番号
携帯電話 au	⇒	インマルサット			005345	+	870 アクセス番号	+	XXXXXXXX インマルサット番号
	⇒	イリジウム			005345	+		+	XXXXXXXX インマルサット番号

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P51

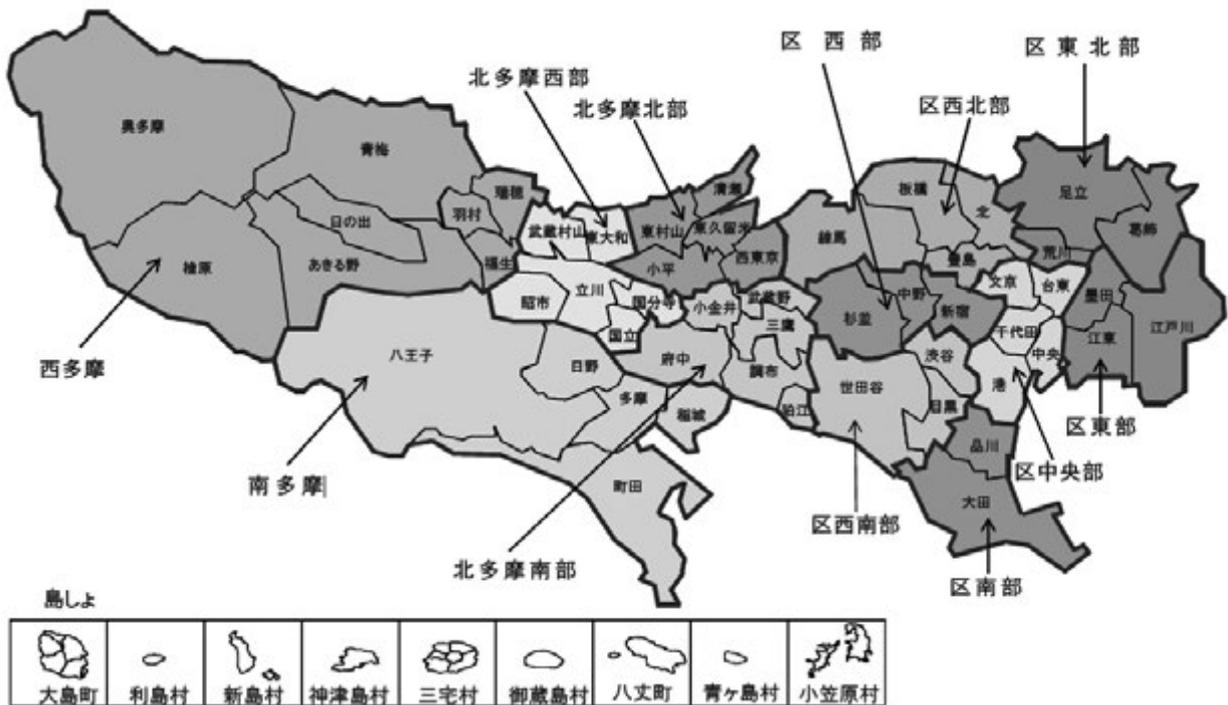
#### 4 二次保健医療圏を単位とした災害医療体制

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P4, P5 より

首都直下地震等が発生した場合、都が統括管理する被災地域は広範囲になることが想定されることから、より迅速かつ的確に区市町村を支援できるように、二次保健医療圏を単位とした災害医療体制を導入しています。

都は、各二次保健医療圏の医療救護活動を統括・調整するために「医療対策拠点」を設置します。また、区市町村は、各区市町村単位で医療救護活動を統括・調整するために「医療救護活動拠点」を設置します。

[図：東京都の二次保健医療圏]



出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P4 図1

[表：地域の医療救護活動を統括・調整する拠点となる場所]

種 別	役 割
医療対策拠点	都が、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所として、地域災害拠点中核病院等に設置する拠点
医療救護活動拠点	区市町村が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換するために設置する拠点

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P5 表5

## 5 災害医療コーディネーターの指定及び医療救護活動の統括・調整

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P5より

都は、医療救護に必要な情報を集約一元化して、迅速かつ的確に医療救護活動を行うことができるように、東京都災害医療コーディネーター、及び東京都地域災害医療コーディネーター（以下「地域災害医療コーディネーター」という。）を指定しています。

また、各区市町村においても、災害医療コーディネーター（以下「区市町村災害医療コーディネーター」という。）の設置が進められています。

[表：災害医療コーディネーターの種別]

種 別	役 割
東京都災害医療 コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師（医師3名を指定）
地域災害医療 コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師（島しょ保健医療圏を除き各1名）
区市町村災害医療 コーディネーター※	区市町村内の医療救護活動を統括・調整するため、区市町村に対して医学的な助言を行う区市町村が指定する医師

※ 各区市町村が指定する災害医療コーディネーターの総称（固有名詞）とする。

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P5表4

## 6 医療提供施設の役割分担

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P5, P12より

被災地の限られた医療資源を有効に活用し傷病者に迅速に対応するために、都内全ての医療提供施設の役割分担について下表のとおり定めています。

[表：災害時における病院の役割分担]

種 別	役 割 分 担
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害拠点連携病院	主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P5表6

[表：診療所・歯科診療所・薬局の種別と役割分担]

種 別	役 割 分 担
専門的医療を行う 診療所	原則として、診療を継続する診療所 (救急告示医療機関、透析医療機関、産科及び有床診療所)
診療所 歯科診療所 薬 局	区市町村地域防災計画に定める医療救護活動又は診療を継続する診療所、歯科診療所及び薬局 (上記以外の診療所、歯科診療所及び薬局)

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P12表12

## 7 東京都災害対策本部

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P18, P19 より

都は、大規模な災害が都内で発生し、又は発生するおそれがある場合、東京都災害対策本部等を設置し、東京都災害医療コーディネーターの医学的な助言を踏まえて、都内全域の医療救護活動などを統括・調整します。

[表：災害対策本部等の種別]

種 別	説 明
東京都災害対策本部 （本部長：知事）	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図るため必要があると認めるときは本部を設置
災害応急対策本部 （本部長：知事）	暴風雨、大雨、津波、高潮又は洪水の警報が発せられたとき、利根川、荒川又は多摩川に洪水警報が発せられたとき、水防警報が発せられたとき、大雨、津波、高潮又は洪水の注意報が発せられた場合等で災害の発生のおそれがあるとき、局地的災害が発生したときにおいて、特に必要があると認めるときに本部を設置
災害即応対策本部 （本部長：危機管理監）	集中豪雨による局地的な災害が発生したとき、大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき、局地的な災害発生のおそれがある場合で応急対策本部を設置しないときにおいて、必要があると認めるときに本部を設置

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P18表15

## 8 医療対策拠点

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P27, P43 より

都は、原則として、震度6弱以上の地震が発生した二次保健医療圏（その他都が必要と判断した二次保健医療圏）の基幹災害拠点病院<sup>\*1</sup>及び地域災害拠点中核病院<sup>\*2</sup>に、医療対策拠点を設置します。

地域災害医療コーディネーターは、医療対策拠点に参集して圏域内の医療救護活動を統括・調整します。

### ※1 基幹災害拠点病院

基幹災害拠点病院とは、災害拠点病院に対する訓練研修機能等を有する病院として、原則として都道府県に1か所指定される病院をいいます。

都は、人口規模が大きいことから、都立広尾病院と国立病院機構災害医療センターの2か所を指定しています。

### ※2 地域災害拠点中核病院

地域災害拠点中核病院とは、二次保健医療圏（基幹災害拠点病院を有する医療圏及び島しょ保健医療圏を除く。）に1か所指定される病院をいいます。

[表：医療対策拠点一覧]

	二次保健医療圏	構成区市町村	設置医療機関 [ ]は略記号 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院)
1	区中央部	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区	[日]日本医科大学付属病院 (文京区千駄木1-1-5)
2	区南部	品川区、大田区	[大]東邦大学医療センター大森病院 (大田区大森西6-11-1)
3	区西南部	目黒区、世田谷区、渋谷区	[広]東京都立広尾病院 (渋谷区恵比寿2-34-10)
4	区西部	新宿区、中野区、杉並区	[東]東京医科大学病院 (新宿区西新宿6-7-1)
5	区西北部	豊島区、北区、板橋区、練馬区	[帝]帝京大学医学部附属病院 (板橋区加賀2-11-1)
6	区東北部	荒川区、足立区、葛飾区	[女]東京女子医科大学東医療センター (荒川区西尾久2-1-10)
7	区東部	墨田区、江東区、江戸川区	[墨]東京都立墨東病院 (墨田区江東橋4-23-15)
8	西多摩	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡	[青]青梅市立総合病院 (青梅市東青梅4-16-5)
9	南多摩	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市	[八]東京医科大学八王子医療センター (八王子市館町1163)
10	北多摩西部	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	[災]国立病院機構災害医療センター (立川市緑町3256)
11	北多摩南部	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市	[多]東京都立多摩・小児総合医療センター (府中市武蔵台2-8-29)
12	北多摩北部	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	[昭]公立昭和病院 (小平市花小金井8-1-1)
13	島しょ	東京都災害対策本部地方隊（各支庁 <sup>*</sup> ）が対応 ※ 大島支庁、三宅支庁、八丈支庁、小笠原支庁の4支庁	

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P27表21

## 9 医療救護活動拠点

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P37 より

### （1）医療救護活動拠点の設置

医療救護所を開設する区市町村は、区市保健所や保健センターなどに医療救護活動拠点を設置します。

### （2）医療救護活動拠点の機能

医療救護活動拠点では、毎朝・毎夕など定期的にミーティングを開催します。

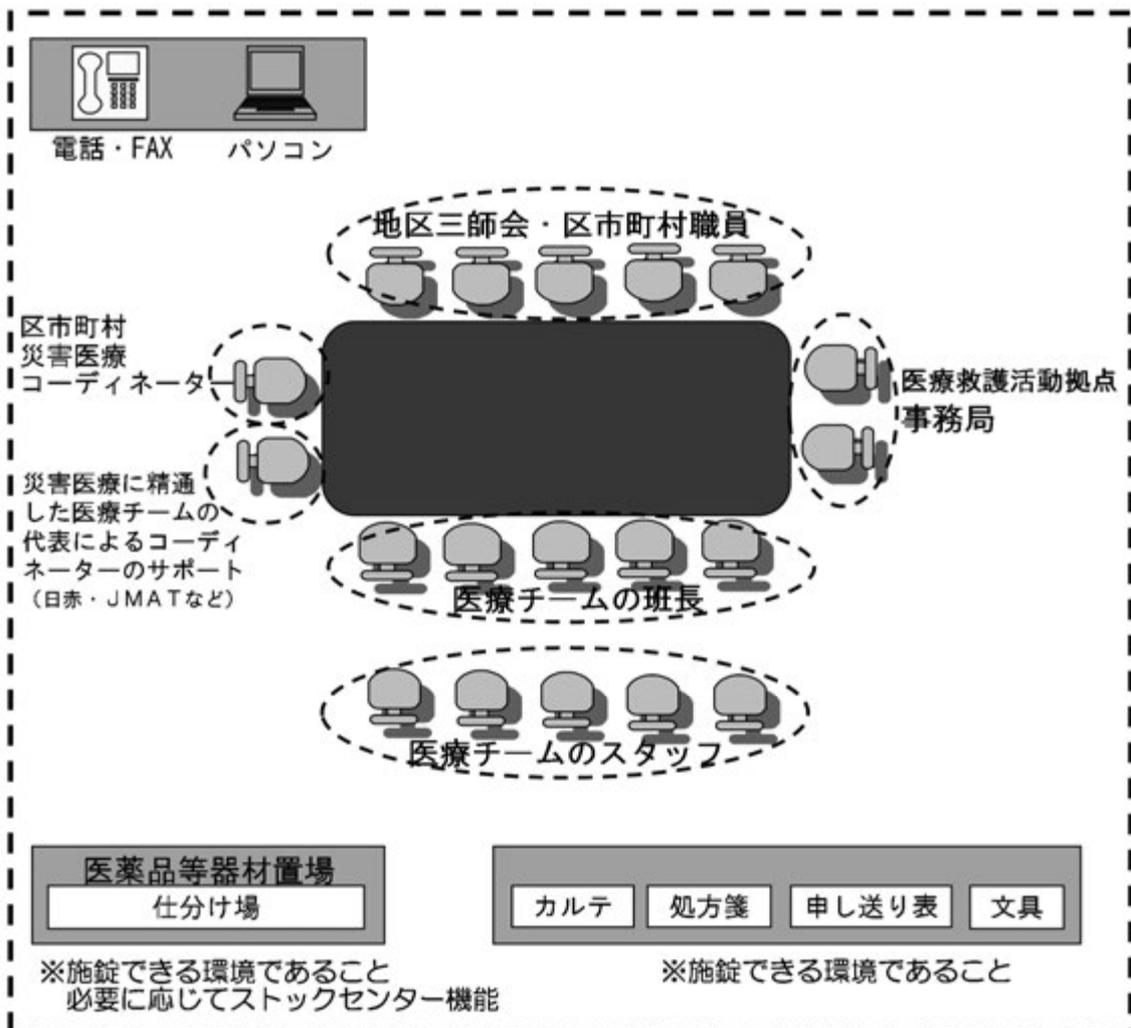
このミーティングでは、区市町村災害医療コーディネーターを中心に、医療救護活動方針の確認や情報交換等を行います。

特に、各医療救護所の運営に不均衡が生じないように、医療救護班等が不足している医療救護所がないか、医療救護所の人的・物的支援に不均衡がないか、医療救護活動が継続的かつ計画的に行われているか、などについて確認します。

### （3）医療救護活動拠点の閉鎖

区市町村は、医療救護所の設置数や医療救護活動の状況から、医療救護活動拠点の閉鎖時期を決定します。

[参考：医療救護活動拠点のレイアウト(例)]



出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P37

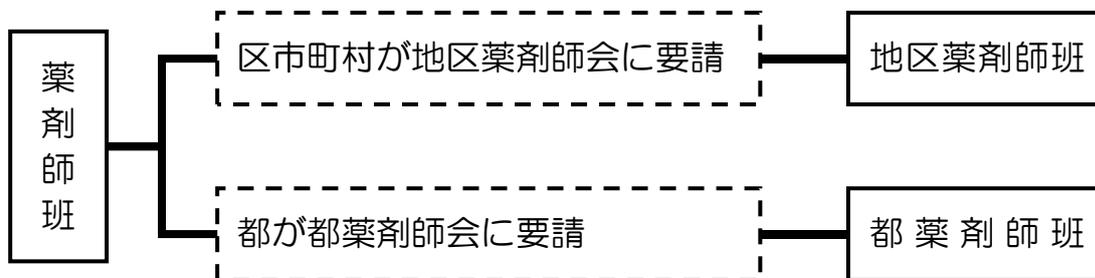
## 第2節 薬剤師班

### 1 薬剤師班の分類

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P14, P24, P32 より

薬剤師班は、区市町村が地区薬剤師会に要請する地区薬剤師班と都が都薬剤師会に要請する都薬剤師班があります。

[図：薬剤師班の分類]



出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P14 図6に基づき作成

#### (1) 都薬剤師班

都は、区市町村の救護活動を応援・補完する立場から、都薬剤師会に対して都薬剤師班の編成・派遣を要請します。

都薬剤師会は、指定地方公共機関として、「災害時の救護活動についての協定」に基づいて、都薬剤師班を編成・派遣します。

都薬剤師班は、医療救護所における調剤及び服薬指導、医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・管理、トリアージの協力などを行います。

[表：都薬剤師班の編成]

	班数	薬剤師
東京都薬剤師会	200	薬剤師3名で構成

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P24表20

#### (2) 地区薬剤師班

区市町村は、地区薬剤師会に対して、地区薬剤師班の編成・派遣を要請します。

地区薬剤師班は、災害薬事センターなどで、区市町村が定める救護活動を行います。

この救護活動には、医療救護所における調剤及び服薬指導、医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・管理、トリアージの協力などがあります。

[参考：職種による色の定め]

都は、災害現場における相互認識を高めるため職種による色を定めています。

(赤)：医師・歯科医師、(緑)：看護師・歯科衛生士・歯科技工士、(青)：薬剤師、

(白)：臨床検査技師・放射線技師、(紺)：柔道整復師、(黄)：事務

## 2 都薬剤師班の派遣・活動（発災直後～超急性期・急性期）

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P66, P67 より

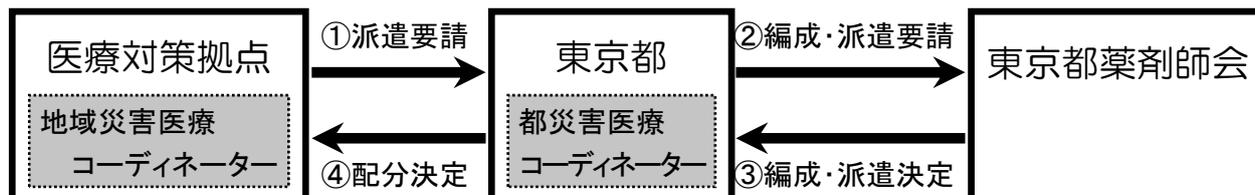
### （1）要請手続き

都は、都薬剤師会に対して都薬剤師班の編成・派遣を要請します。

また、都は、都薬剤師班の編成可能数や被害状況に応じて配分調整を行い、都薬剤師班に対して参集場所を指定します。

都薬剤師班は、原則として、移動手段を自ら確保して、速やかに出動しますが、移動手段の確保が困難な場合は、都に要請します。

[図：都薬剤師班の要請手続き]



出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P66図13に基づき作成

### 〔都薬剤師班の派遣要請手順〕

#### ① 派遣要請（医療対策拠点 ⇒ 東京都）

医療対策拠点は、圏域内の医療ニーズや区市町村からの派遣要請を取りまとめ、圏域内で活動中の都薬剤師班を配分調整します。

また、圏域内の薬剤師班が不足しているときは、都薬剤師班の派遣を都に要請します。

#### ② 編成・派遣要請（東京都 ⇒ 都薬剤師会）

都は、医療対策拠点から派遣要請を受けたとき又は都が必要と判断したときは、都薬剤師会に対して、電話等により、都薬剤師班の編成・派遣を要請します。

#### ③ 編成・派遣決定（都薬剤師会 ⇒ 東京都）

要請を受けた都薬剤師会は、都薬剤師班の編成・派遣を決定し、編成可能数や派遣チームについて、電話等により回答します。

#### ④ 配分決定（東京都 ⇒ 医療対策拠点）

都は、薬剤師班の配分を決定し、医療対策拠点に、電話等により回答します。

### （2）都薬剤師班の活動

都薬剤師班は、参集場所において、地域災害医療コーディネーター、区市町村災害医療コーディネーターなどが決定した活動方針を確認し、主に医療救護所における調剤・服薬指導、医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・管理、トリアージの協力などを行います。

### （3）東京都災害時医療救護従事者証の携行

都薬剤師班は、原則として、都薬剤師会の災害対策用被服などを着用するとともに、都が事前に発行している東京都災害時医療救護従事者証を携行します。

### 3 地区薬剤師班の派遣・活動（発災直後～超急性期・急性期）

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P91, P92 より

#### （1）災害対策本部の設置

地区薬剤師会は、おおむね震度6弱以上の地震が発生した場合に、速やかに災害対策本部を設置し、区市町村と連携して、最新の被害状況の把握に努め、地区薬剤師班の派遣要請に対応できるように体制を整えます。

#### （2）薬剤師班の派遣要請

##### ア 地区薬剤師班の編成

区市町村は、区市町村地域防災計画等に基づいて、地区薬剤師会に対して、地区薬剤師班の編成を要請します。

区市町村から要請を受けた地区薬剤師会は、交代要員や必要な班数を確保します。

##### イ 地区薬剤師班の派遣・出場

派遣要請を受けた地区薬剤師会は、あらかじめ定められた緊急連絡網などにより、会員へ指示伝達を行い、地区薬剤師班を参集場所に派遣します。

出動の指示伝達を受けた会員は、指示された場所に参集することとし、被災等により参集できない場合には、可能な限り、その旨を地区薬剤師会に連絡するようにします。

地区薬剤師会は、出動可能な班編成を確認し、活動場所ごとに医療救護活動の指揮者を定めて、それを当該区市町村に連絡するものとします。

##### ウ 地区薬剤師班の配分調整

区市町村は、地区薬剤師班の編成状況、医薬品・医療資器材の確保状況、傷病者の発生動向や医療ニーズを把握して、医療救護所等の機能に不均衡が生じないように、薬剤師班を配分調整します。

##### エ 資器材等の携行

出動する会員は、原則として、各団体又は区市町村が定める被服、ヘルメット、帽子、手袋及び底厚の靴を着用し、懐中電灯や身分証明書等を持参します。

##### オ 移動手段の確保

地区薬剤師班は、原則として、移動手段を自ら確保しますが、移動手段の確保が困難な場合は、区市町村に要請します。

#### （3）地区薬剤師班の活動

地区薬剤師班は、主に医療救護所における調剤・服薬指導、トリアージの協力、医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・管理などを行います。

#### （4）医療救護活動にあたっての留意事項

##### ア 次期薬剤師班への引継ぎ等

医療救護所や医療救護活動拠点等で、次期薬剤師班に引継ぎます。

##### イ 他の医療チームとの連携

地区薬剤師班は、医療救護所の責任者の下、他の医療チーム等との連携を図りながら、医療救護活動を行います。

## 4 薬剤師班の派遣・活動（亜急性期～慢性期・中長期）

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P128, P131, P132, P133 より

### （1）都薬剤師班の派遣要請

亜急性期以降は、各二次保健医療圏に設置する医療対策拠点が閉鎖されます。

区市町村は、都に対して、必要に応じて、都薬剤師班の派遣を要請します。

また、区市町村災害医療コーディネーターの医学的な助言を踏まえながら、計画的に都薬剤師班を、医療救護所等に派遣します。

[図：都薬剤師班の要請手続き]



出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P132図27に基づき作成

### 〔医療チームの要請手順〕

#### ① 派遣要請（区市町村 ⇒ 東京都）

区市町村は、主に医療救護所で活動中の薬剤師班を配分調整しますが、薬剤師班が不足しているときは、都に対して、都薬剤師班の派遣を要請します。

#### ② 編成・派遣要請（東京都 ⇒ 都薬剤師会）

都は、区市町村から派遣要請を受けたとき（又は都が必要と判断したとき）は、都薬剤師会に対して、都薬剤師班の編成・派遣を要請し、様式4「医療チーム派遣要請書」を送付します。

#### ③ 編成・派遣決定（都薬剤師会 ⇒ 東京都）

派遣要請を受けた都薬剤師会は、都薬剤師班の編成・派遣を決定し、様式4及び様式5「医療チーム編成・参集報告書」を都に送付します。

#### ④ 配分決定（東京都 ⇒ 医療対策拠点）

都は、都薬剤師会からの編成・派遣決定を受けて、都薬剤師班の配分を決定し、要請元の区市町村に対して、様式4及び様式5により回答します。

### （2）都薬剤師班の活動

都薬剤師班は、医療救護活動拠点等において区市町村が定める救護活動の方針等を確認し、医療救護所及び医薬品の集積場所等を中心に、救護活動を行います。

### （3）地区薬剤師班の編成及び派遣

区市町村は、引き続き、区市町村地域防災計画等に基づき、地区薬剤師会に対して、薬剤師班の編成・派遣を要請します。亜急性期以降の医療救護活動は、長期的に行われるため、計画的に薬剤師班を派遣します。

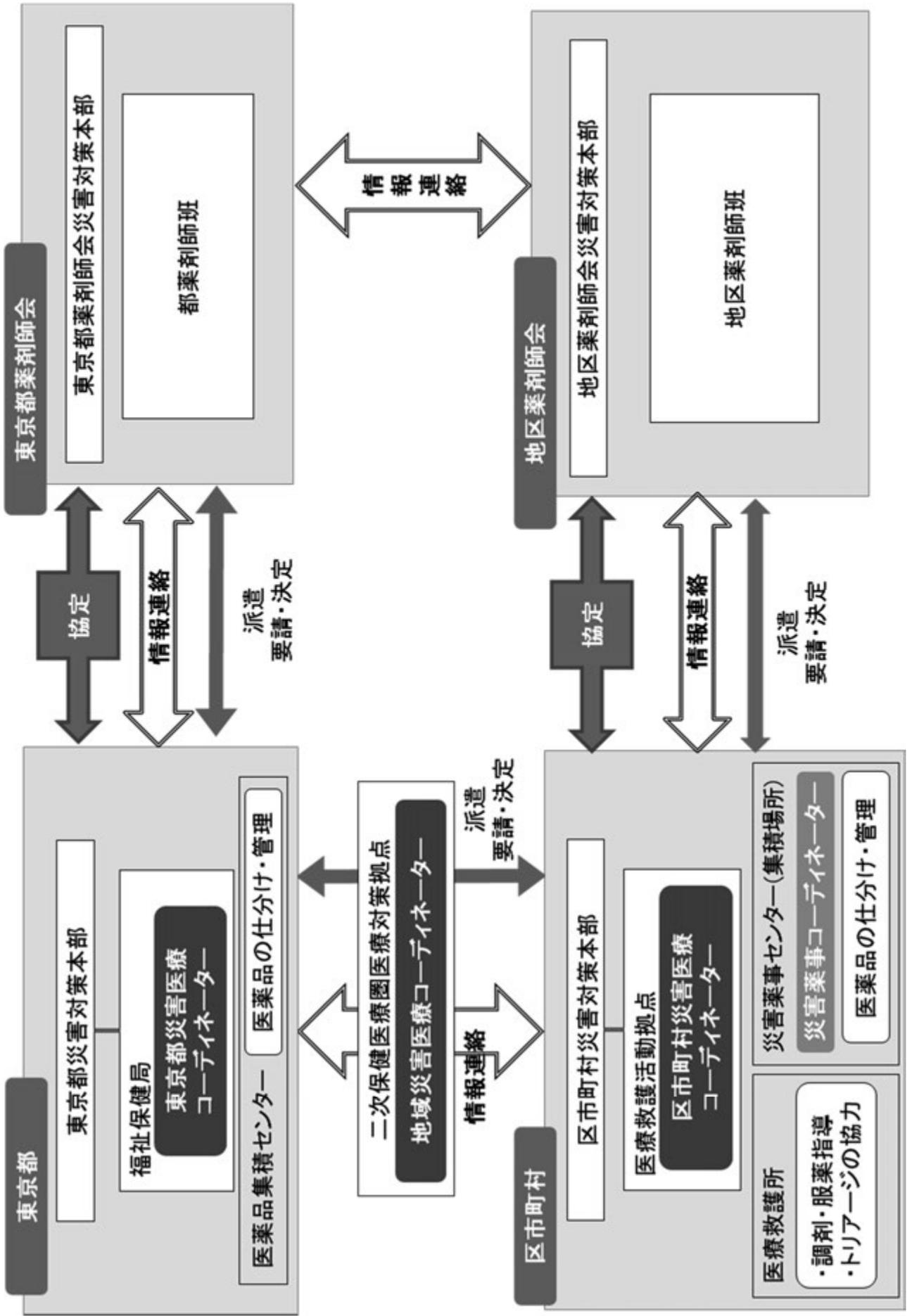
### （4）地区薬剤師班の活動

地区薬剤師会は、薬剤師班を編成し、避難所医療救護所や医薬品の集積場所等を中心に、区市町村が定める救護活動を行います。

#### 《主な活動内容》

- 避難所医療救護所等における調剤及び服薬指導
- 避難所医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・管理
- 避難所での一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援
- 避難所の衛生管理や防疫対策への協力
- 復旧する薬局への引継ぎ

[ 図：薬剤師班の編成・派遣（発災直後～発災後1週間程度） ]



[ 表：フェーズ毎の薬剤師班活動 ]

	フェーズ0 発災直後 (発災～6時間)	フェーズ1 超急性期 (～72時間)	フェーズ2 急性期 (～1週間程度)	フェーズ3 亜急性期 (～1か月程度)	フェーズ4 慢性期 (～3か月程度)	フェーズ5 中長期 (3か月程度～)
地域 防災 計画	被害情報の収集・集約	東京DMATの出場	緊急医療救護所の運営	傷病者等の被災地域外への搬送	都医療救護班等の被災地域への派遣	
	主な医療 救護活動		他県DMATによる病院支援	医療救護所の運営	医療品の供給	他県医療救護班の受入れ
						避難者の定点・巡回診療
薬剤師班の主な活動	緊急医療 救護所	傷病者等に対する調剤・服薬指導、医薬品の仕分け・管理、トリアージの協力				
		医療救護所における調剤・服薬指導、医薬品の仕分け・管理				
	避難所	一般用医薬品を用いた被災者の健康管理支援、衛生管理・防疫対策への協力				
医薬品等 集積所※		医薬品の仕分け・管理	医薬品卸へ医薬品の受発注(災害薬事センター)			
			復旧する薬局への引継ぎ			

※ 医薬品等集積所・・・災害薬事センター(区市町村が設置)、医薬品集積センター(都が設置)

## 第3節 医療救護所

### 1 医療救護所の分類

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P34

通常の医療体制で対応できない場合、区市町村は各地域防災計画等に基づき医療救護所を設置します。医療救護所は主に緊急医療救護所と避難所医療救護所に分類されます。

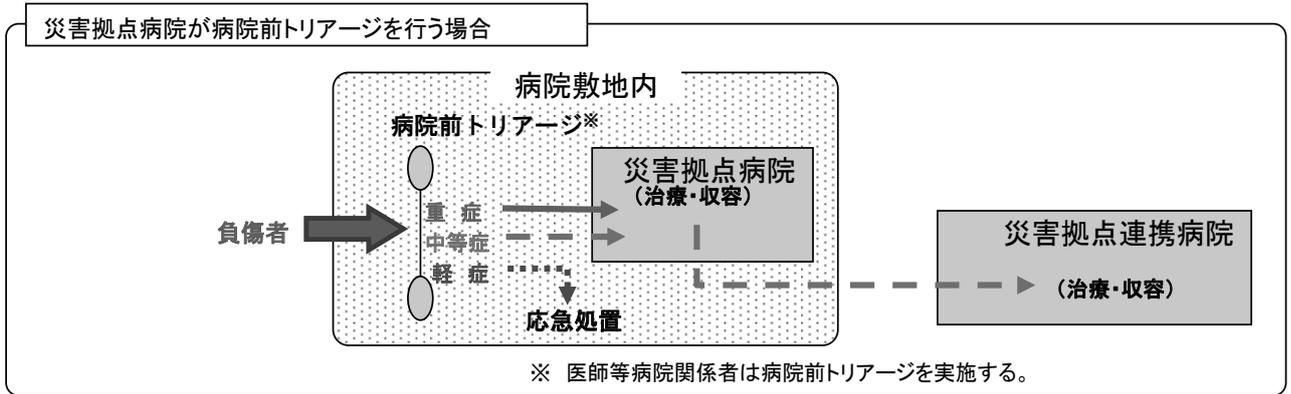
[表：緊急医療救護所と避難所医療救護所の比較]

	医療救護所	
	緊急医療救護所	避難所医療救護所
	区市町村が、発災後速やかに災害拠点病院等の近接地等に設置する医療救護所	区市町村が、おおむね急性期以降に避難所内に設置する医療救護所
①目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重症度に応じた適切かつ迅速な医療の提供</li> <li>・発災直後は、多数傷病者に対する優先順位が必要</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院前トリアージを実施して、中等症者等に対する災害拠点病院などの診療機能を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民に対する医療機能の提供</li> <li>・地域医療が回復するまで医療機能の確保が必要</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院がない地域における臨時的な医療機能の提供</li> <li>・避難生活の長期化による被災者の健康管理など</li> </ul>
②場所	○災害拠点病院などの近接地等（病院敷地内を含む）	○原則として500人以上の避難所、二次避難所
③機能	<p>【おおむね超急性期まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○トリアージ</li> <li>○軽傷者(慢性疾患等を含む)に対する治療</li> <li>○(必要に応じて)中等症者・重症者に対する搬送までの応急処置</li> </ul>	<p>【おおむね超急性期まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>病院がない地域に設置する避難所医療救護所</u></li> <li>○トリアージ</li> <li>○軽傷者(慢性疾患等を含む)に対する治療</li> <li>○受入可能な医療機関までの搬送</li> <li>○中等症者・重症者に対する応急措置</li> <li>○避難者等に対する健康相談</li> <li>○助産救援</li> </ul>
④期間	○原則として、超急性期まで開設（近接病院等の状況から閉鎖を判断）	○原則として、急性期から慢性期まで開設（地域の医療機能や避難所の状況から閉鎖を判断）

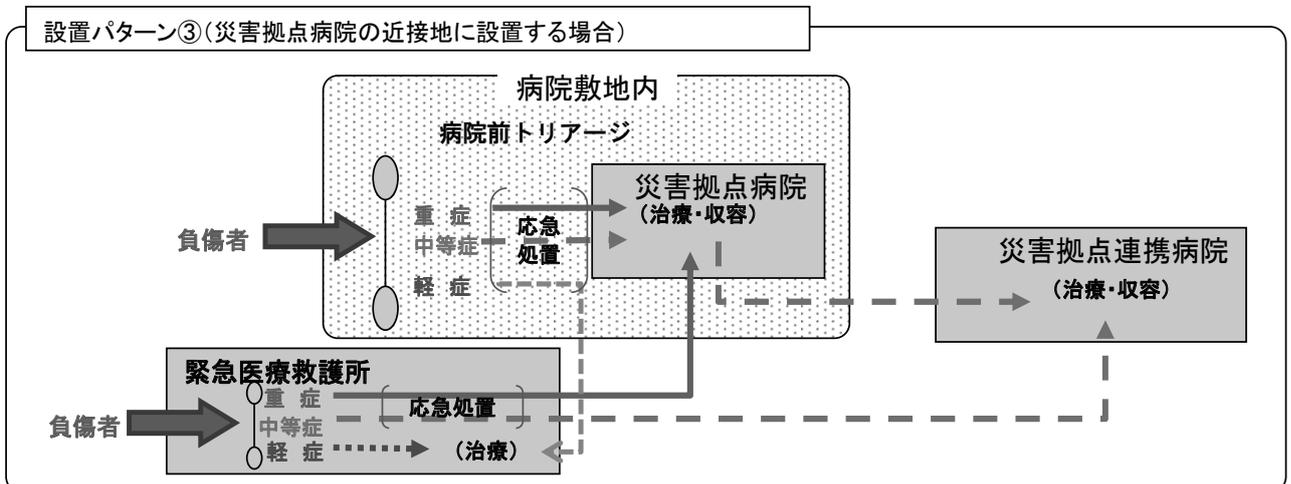
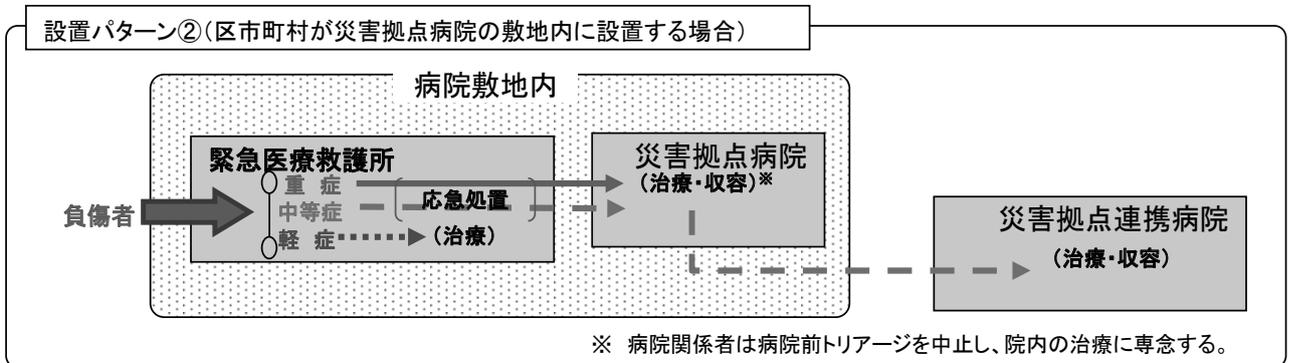
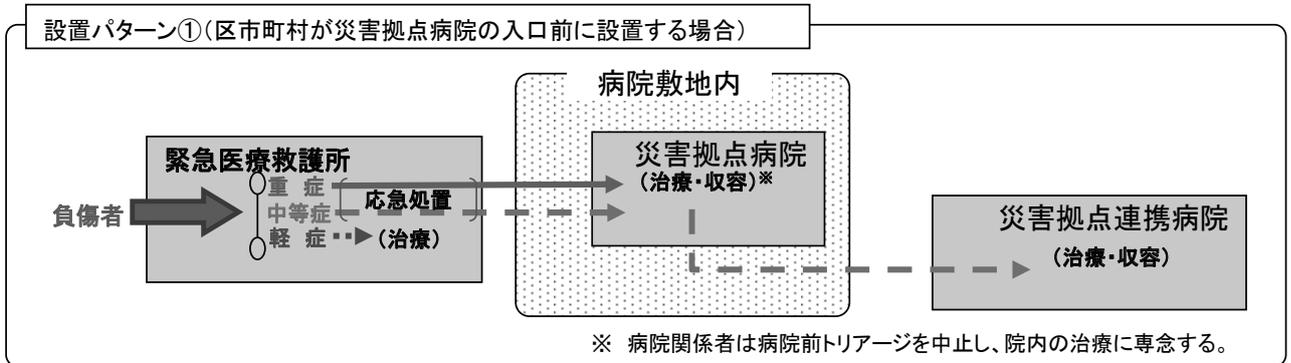
出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P34表25

# 《 緊急医療救護所の考え方 —災害拠点病院の場合— 》

## 1 緊急医療救護所の設置前(発災直後)



## 2 緊急医療救護所の設置後



出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P35

## 2 発災直後～超急性期・急性期 災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）PP93-96

区市町村は、災害拠点病院等の近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に、発災直後から緊急医療救護所を設置します。

また、病院がない地域には、避難所医療救護所を設置します。

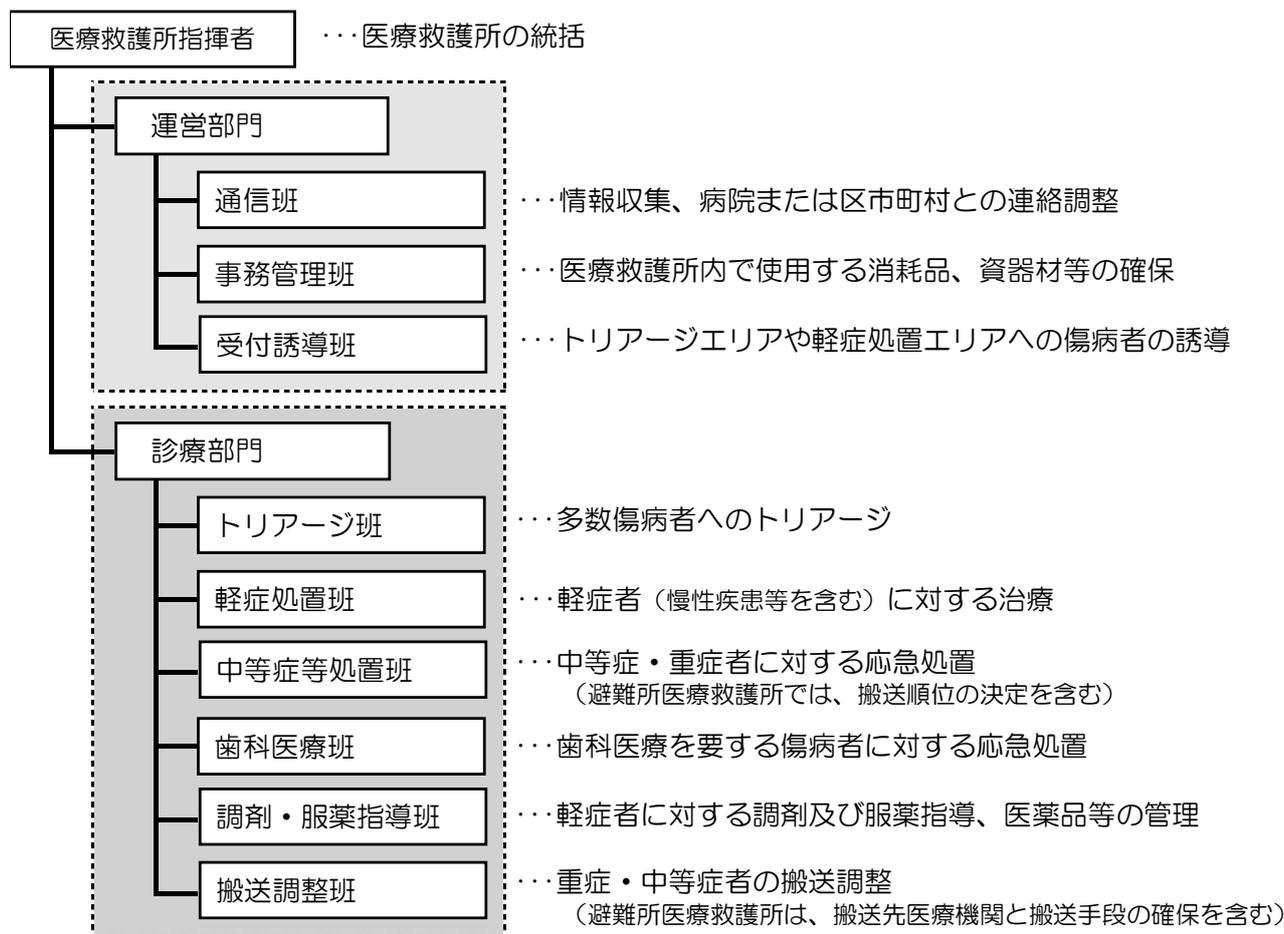
### （1）標準的な体制

緊急医療救護所又は避難所医療救護所を設置するためには、人員の確保、医療救護所の設営、組織づくり（チームビルディング）が必要です。

医療救護所の体制は、区市町村が状況に応じて決定しますが、標準的な体制と役割は、下記のとおりです。

なお、医療救護所の運営には、1班以上の医療救護班が必要です。医療チームが限られている場合には、各班の兼任など、医療救護所の指揮者が担当を定めます。

[図：緊急医療救護所・避難所医療救護所の標準的な体制（急性期まで）]



出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P93図19

## (2) 医療救護所の指揮者等の選任

区市町村は、原則として、近接する病院の事情を最も知っている医師（近接病院に勤務する医師）、又は地域の医療事情を最も知っている地区医師会の医師から、医療救護所の指揮者を選任します。

また、医療救護所での活動が長時間に及ぶことが想定される場合には、代理者等を選任します。

## (3) 運営部門

運営部門は、主に、通信班、事務管理班及び受付誘導班に分かれます。

### ア 通信班

通信班は、情報収集、病院又は区市町村との連絡調整などを行います。

特に、区市町村から、近隣地域の被害状況、周辺医療機関の状況、医療チームの確保状況などを確認します。

### イ 事務管理班

事務管理班は、医療救護所で使用する消耗品や医療資器材等を確保します。  
（ただし、医薬品等の管理については、薬剤師班が行います。）

### ウ 受付誘導班

受付誘導班は、参集した医療チームを医療救護所の指揮者に案内すること、傷病者をトリアージエリアや軽症処置エリアに誘導すること、その他来所者の移動の安全管理などを行います。

## (4) 診療部門

診療部門は、主に、トリアージ班、軽症処置班、中等症等処置班、歯科医療班、調剤・服薬指導班及び搬送調整班に分かれます。

### ア トリアージ班

医療救護所には、重症者、中等症者、軽症者などの傷病者が混在しています。

このため、トリアージ班は、医療救護所の多数傷病者に対して、原則として、医師を中心に、歯科医師、薬剤師、看護師などの医療従事者が協力してトリアージを実施します。

医療従事者は、トリアージ・タグを記入し、1枚目（災害現場用）を切り離して、医療救護所の受付票とします。

なお、1回目のトリアージがなされた後であっても、時間の経過や傷病者等の状況を確認し、必要に応じて2回目以降のトリアージを実施します。

### イ 軽症処置班

軽症処置班は、トリアージされた軽症者（負傷者だけでなく慢性疾患等を有する傷病者を含みます）に対する治療を行います。

なお、近接する病院の受診を希望する傷病者には、受診を控えるよう協力を求めます。

## ウ 中等症等処置班

中等症等処置班は、中等症者や重症者に対して応急処置を行います。

また、病院から離れていて、搬送に時間を要するときは、重症者（最優先治療群）、次に中等症者（待機的治療群）の順に応急処置を行い、搬送順位を決定します。

なお、搬送までの待機中に中等症者と判定された傷病者の症状が悪化する場合があるので、バイタルサインや身体所見の変化に細心の注意が必要です。

## エ 歯科医療班

歯科医療班は、医療救護所の来所者に対して歯科医療・衛生指導を行い、特に歯科医療を要する傷病者がいるときは、応急処置を行います。

## オ 調剤・服薬指導班

調剤・服薬指導班は、薬剤師班を中心に、医療救護所内に設置された調剤場所で、災害用処方せんに基づいた調剤・服薬指導や医薬品等の管理、軽症者へのOTC医薬品の供給などを行います。

## カ 搬送調整班

搬送調整班は、医療救護所で応急処置を受けた重症者や中等症者を近くの医療機関に搬送します。

また、病院から離れた医療救護所の場合は、搬送先医療機関と搬送手段の確保を行います。

## （５）情報連絡体制

医療救護所の情報連絡体制及び報告内容（被害情報や活動状況など）については、区市町村の定めによります。

区市町村は、医療救護所の医療ニーズや運営状況を把握して、各所の運営に不均衡が生じないように情報収集を行います。

## （６）周辺住民に対する周知

区市町村は、避難所医療救護所を設置したことを、周辺住民に周知します。

## （７）医薬品等

医療救護所の指揮者は、調剤・服薬指導班と連携して、医療救護所で必要な医薬品や医療資器材などを確認し、不足が見込まれる場合には、区市町村の災害薬事センターに補給を要請します。

## （８）閉鎖時期

区市町村は、被災地内の医療機能や避難所の状況などから、区市町村災害医療コーディネーターと協議の上、医療救護所の閉鎖を判断します。

### 3 亜急性期～慢性期・中長期 災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P134, P135

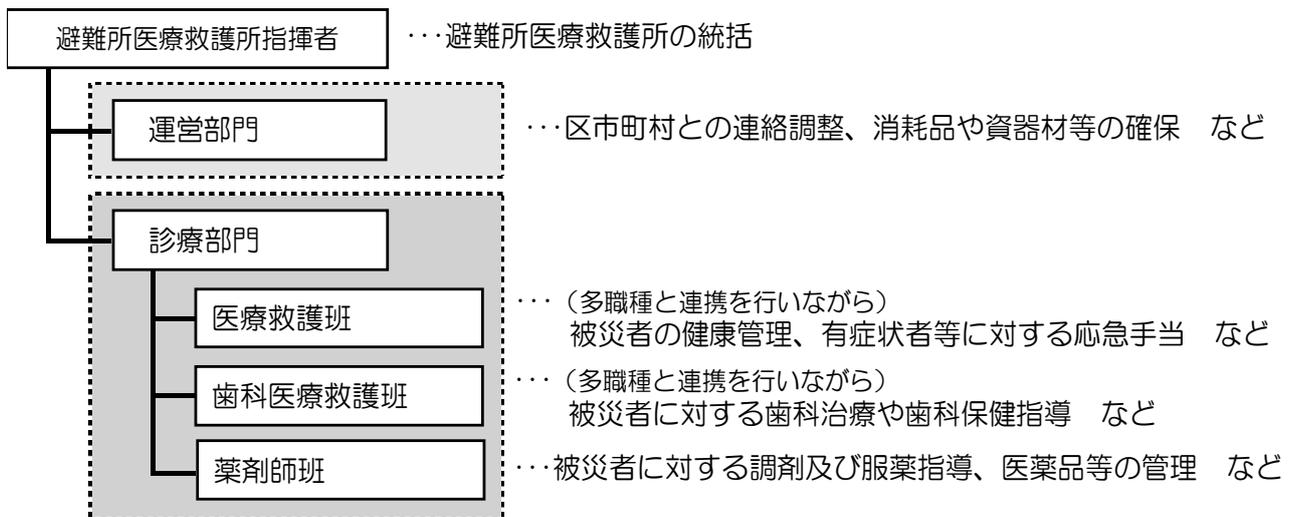
亜急性期以降は、ライフラインや地域の医療機能が徐々に回復します。また、慢性期以降は、地域の医療機関や薬局等も徐々に再開することが見込まれます。

このため、避難所医療救護所では、避難生活が長期化する被災者の健康管理等が中心になります。

#### （1）標準的な体制

避難所医療救護所の体制は、区市町村が状況に応じて決定しますが、標準的な体制及び機能は、下記のとおりです。

[図：避難所医療救護所の標準的な体制（亜急性期以降）]



出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P134図28

#### （2）避難所医療救護所の指揮者の選任

区市町村は、避難所医療救護所の運営が長期化することを想定して、地元医師会と協議の上、計画的に避難所医療救護所の指揮者を選任します。

この指揮者は、避難所医療救護所の活動を統括し、避難所と連携して、医療ニーズに応じた医療救護活動を運営するほか、区市町村災害医療コーディネーター等との連絡調整、医薬品・医療資器材等の確保を指揮します。

#### （3）運営部門

運営部門は、区市町村との連絡調整、医療救護所で使用する消耗品や資器材の確保などを行います。

#### (4) 診療部門

診療部門では、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班が連携して、それぞれの活動を行います。

##### ア 医療救護班

避難所では、保健師を中心に避難者の健康管理が行われます。(状況に応じて、保健師、管理栄養士等からなる保健活動班が編成されることがあります。)

このため、医療救護班は、保健師(又は保健活動班)と連携して避難者の健康状態をチェックし、有所見者・有症状者への応急手当を行います。

また、災害時要支援者等の状況の確認への協力、集団の中で蔓延する可能性のある感染症の早期発見及び予防指導、予防接種の実施等を行います。

##### イ 歯科医療救護班

歯科医療救護班は、保健師(又は保健活動班)と連携して、被災者の健康保持に不可欠な歯科治療及び歯科保健指導を実施します。

亜急性期以降は、重症の口内炎や歯周炎の急発が多くなりますが、これらは、栄養状態の悪化による抵抗力の減弱の結果であると考えられるので、歯科的な対応だけでなく、医師の受診が必要となる可能性の高い要観察者として留意する必要があります。

また、義歯の紛失や不適合による咀嚼障害や、避難所生活が長期化した場合の口臭の問題などが、本人や周囲の大きなストレスになるため、適切に歯科保健指導や検診・予防処置を行います。

##### ウ 薬剤師班

薬剤師班は、被災者に対する調剤・服薬指導を行います。

避難所医療救護所での調剤業務については、避難所医療救護所の指揮者と協議し、その決定に従います。

医師の診断・治療を必要としない傷病者には、薬剤師班がOTC医薬品を交付して、医師の負担を軽減します。

#### (5) 情報連絡体制

医療救護所の情報連絡体制及び報告内容(被害情報や活動状況)については、各区市町村の定めによります。

## 第4節 医薬品等供給体制

### 1 医薬品・医療資器材の調達方法

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P38より

#### （1）病院、診療所、歯科診療所、薬局

病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として、医薬品、医療機器、衛生材料及び歯科用医薬品を平時と同様に卸売販売業者から購入します。

卸売販売業による医薬品等の供給機能は段階的に復旧しますが、流通が回復するまで（おおむね超急性期までの72時間）は、医療機関の備蓄品等で対応します。

#### （2）区市町村

区市町村は、災害薬事センターを設置して卸売販売業者に医薬品等を発注し、医療救護所や避難所に供給します。

また、流通が回復するまでは、区市町村の備蓄品等で対応します。

[表：医薬品・医療資器材等の供給]

機 関 名	活 動 内 容
東京都 福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援</li> <li>○ 区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給</li> <li>○ 医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達</li> <li>○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。</li> <li>○ 原則として、医薬品等の物資の支援を受け入れないが、支援があった場合には、必要に応じて被災地外に医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で区市町村に提供</li> </ul>
区市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）を設置</li> <li>○ 災害時には区市町村が備蓄しているものを使用</li> <li>○ 備蓄医薬品等に不足が生じた場合は、区市町村において独自に調達し、調達が困難な場合には都に要請</li> </ul>
都薬剤師会 地区薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力</li> <li>○ 被災地内の地区薬剤師会は、区市町村の要請を受け、災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤、薬剤師班の調整等を実施</li> </ul>

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P38表26

## 2 医薬品・医療資器材の備蓄

(1) 東京都の備蓄 災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P39より  
 都は、区市町村から要請があった場合に医薬品等を供給できるように、医療資器材等の一部を備蓄しています。

[表：都における医薬品・医療資器材の備蓄整備状況（都福祉保健局）]

### ① 備蓄倉庫一覧

	倉庫名	所在地
①	立川地域防災センター内 集中備蓄倉庫	立川市緑町 3233-2
②	災害対策職員住宅柏木住宅内 集中備蓄倉庫	新宿区北新宿 4-6-1
③	板橋区若木原公園内倉庫	板橋区若木 1-24 区立若木原公園内
④	大田区田園調布南倉庫	大田区田園調布南 3-8 区立田園調布南公園内
⑤	大田区南六郷倉庫	大田区南六郷 1-29-2-101 都市再生機構南六郷一丁目団地内
⑥	白鬚東防災拠点内備蓄倉庫	墨田区堤通 2-4-3 都営白鬚東アパート 3号棟 1階
⑦	都営大江戸線清澄白河駅内 備蓄倉庫	江東区白河 1-7-14
⑧	都営大江戸線麻布十番駅内 備蓄倉庫	港区麻布十番 4-4-9

### ② 医療資器材

品名	数量 (ㇿト)	備蓄場所	対応人員 (人分)
災害用救急 医療資器材 (7点ㇿト)	100	①立川地域防災センター内集中備蓄倉庫(10ㇿト) ②災害対策職員住宅柏木住宅内集中備蓄倉庫(15ㇿト) 東京都災害拠点病院(75ㇿト)	50,000
現場携行用 医療資器材	71	東京都災害拠点病院(70ㇿト) 東京都福祉保健局内(1ㇿト)	213
ㇿㇿㇿㇿㇿ (救急箱)	254	都立学校(249ㇿト) ⑦⑧都営大江戸線災害備蓄倉庫(5ㇿト)	127,000
単品補充用 医薬品		①立川地域防災センター内集中備蓄倉庫 ③板橋区若木原公園内倉庫 ④大田区田園調布南倉庫 ⑤大田区南六郷倉庫 ⑥白鬚東防災拠点備蓄倉庫	74,000
合 計			251,213

出典：地域防災計画震災編(平成26年修正)[別冊資料]P544 資料第122

## (2) 区市町村の備蓄

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P40より

区市町村は、地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会と協議のうえ、医療救護所や避難所などで使用する医薬品等の備蓄に努めます。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とします。

都では、区市町村が医薬品等の備蓄を行う際の参考とするためのリストを作成しています。

[表：区市町村が医薬品等の備蓄を行う際の参考とするためのリスト一覧]

	リスト名称	掲載ページ
(1)	区市町村における災害用の医療用医薬品備蓄リスト【参考】	pp63-65
(2)	区市町村における災害用の医療資器材等の備蓄リスト【参考】	pp66-68
(3)	備蓄用OTC医薬品リスト【参考】	p69

## (3) 医療機関・薬局

東京都地域防災計画震災編（平成26年修正）本冊P360より

### ア 災害拠点病院

災害拠点病院は、3日分程度の医薬品等を備蓄しています。

### イ 災害拠点病院以外の医療機関及び薬局

災害拠点病院以外の医療機関（災害拠点連携病院、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所）及び薬局は、災害時においても診療を継続できるようBCP（事業継続計画）を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努めます。

### 3 都の対応

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P39、P113 より

#### （1）医薬品集積センターの設置

都は、必要に応じて、医薬品集積センターを設置し、被災地外の関係団体や他道府県市などからの医薬品等を集積し、区市町村が設置する災害薬事センターに配送します。

#### （2）卸売販売業の復旧支援

都は、医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう支援します。

#### （3）区市町村への支援

甚大な被害を受けたこと等により、区市町村が自ら医薬品等を調達できない場合、都は、区市町村から要請を受けて、医薬品等を調達します。

また、調達を円滑に行うため、災害時協力協定締結団体から被災状況や医薬品等の充足状況などの報告を受けます。

#### （4）支援物資の取扱い

災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業者からの購入を基本とし、支援物資（製薬団体等から提供される無償の医薬品等）の利用はその補完的な位置づけとします。

都は、支援物資を効率的に活用するために、以下の基本方針を定めています。

#### 【参考：医薬品等の支援物資を受け入れる際の基本方針】

- ① 個人からの支援物資は基本的に受け入れない。
- ② 都は、必要に応じて国やメーカーへ支援を要請する。
- ③ 都が要請した物資以外で製薬団体等からの支援の申し出があった物資は、事前に都に連絡があり、都が必要とする物だけを受け入れる。
- ④ 都は、発災後、医薬品集積センターを設置し、②及び③によって提供された支援物資を医薬品集積センターで受け入れ、仕分けをした上で、災害薬事センターへ提供する。

## 4 区市町村の対応

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P40 より

### （1）医薬品等の備蓄

区市町村は、地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会と協議のうえ、医療救護所や避難所などで使用する医薬品等の備蓄に努めます。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とします。

### （2）災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）の設置

区市町村は、地区薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所などへの医薬品等の供給拠点となる災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）を、原則として、医療救護活動拠点と同一建物内（又は近接する場所）に設置します。

また、地区薬剤師会から災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長）を選任します。

### （3）災害薬事センターの機能

災害薬事センターは、薬事に関する「人」（＝薬剤師、薬局、卸売販売業者等）と「物」（＝医薬品、医療資器材等）を調整する拠点としての役割を担います。

また、災害薬事センターで収集した情報は、災害薬事コーディネーターを通して区市町村災害医療コーディネーターへ提供します。

その他、運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について定めておきます。

### （4）災害薬事コーディネーターの機能

災害薬事センターのセンター長は、災害薬事コーディネーターとして、薬事の観点から区市町村災害医療コーディネーターをサポートし、地域の医療救護活動が円滑に行われるように、医薬品に関する情報収集や薬剤師班の活動を調整します。

#### [参考：災害薬事コーディネーターの業務]

- ① 医療救護所等で必要になる医薬品等の需給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理など
- ② 薬剤師班の差配、支援要請など
- ③ 病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等、地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品の過不足状況の把握、薬事関係者の調整など

## 5 都の協定締結団体及び卸売販売業者の対応

### (1) 災害時協力協定

都は、5つの卸団体と医薬品等の調達業務に関する協力協定を締結しています。

[表：東京都協定締結団体一覧]

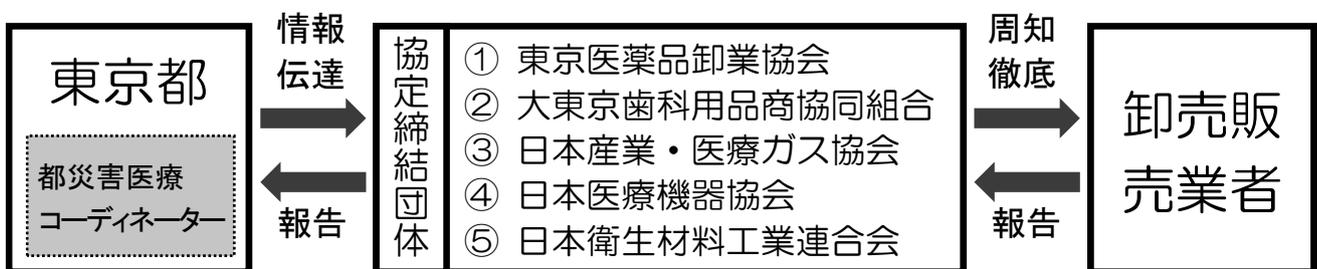
	団 体 名	協 力 協 定 の 名 称
①	東京医薬品卸業協会	災害時における <u>医薬品等</u> の調達業務に関する協定
②	大東京歯科用品商協同組合	災害時における <u>歯科用医薬品等</u> の調達業務に関する協定
③	日本産業・医療ガス協会	災害時における <u>医療ガス等</u> の調達業務に関する協定
④	日本医療機器協会	災害時における <u>医療機器等</u> の調達業務に関する協定
⑤	日本衛生材料工業連合会	災害時における <u>衛生材料</u> の調達業務に関する協定

### (2) 発災時の情報連絡体制

協定締結団体は、卸売販売業者の被災状況、復旧状況、医薬品等の在庫状況及びその他被災地への医薬品等供給に必要な情報を集約し、都に報告します。

都は、都内の被災状況、都の対応状況などの必要な情報を伝達し、協定締結団体は卸売販売業者に周知徹底します。

[図：都、協定締結団体及び卸売販売業者の連絡体制]



### (3) 卸売販売業者が医薬品等を供給する際の優先順位

卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合は、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給します。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応することとします。

### (4) 事後検証

都は、必要に応じ、協定締結団体から、災害時に卸売販売業者から供給された医薬品等の品名、数量、納入先等の情報を収集し、事後検証を実施します。

## 《区市町村が使用する医薬品等の調達手順》

### ① 区市町村の備蓄品を使用する

災害発生時には区市町村の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応できない場合は、地区薬剤師会医薬品・情報管理センターや薬局等へ提供を要請する。



### ② 都の備蓄品を使用する

区市町村の備蓄が不足する場合に、区市町村は都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が区市町村へ配送する。  
(状況に応じて、都への備蓄供出要請の前に、③に示す卸からの調達を行う。)



区市町村での調達が不可能な場合

### ③ 区市町村が卸から調達する

区市町村は卸売販売業者へ医薬品等を発注する（発注は災害薬事センターがとりまとめて行う。）。

### ③ 都が卸から調達する

区市町村は都に対し調達を要請する。  
都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。

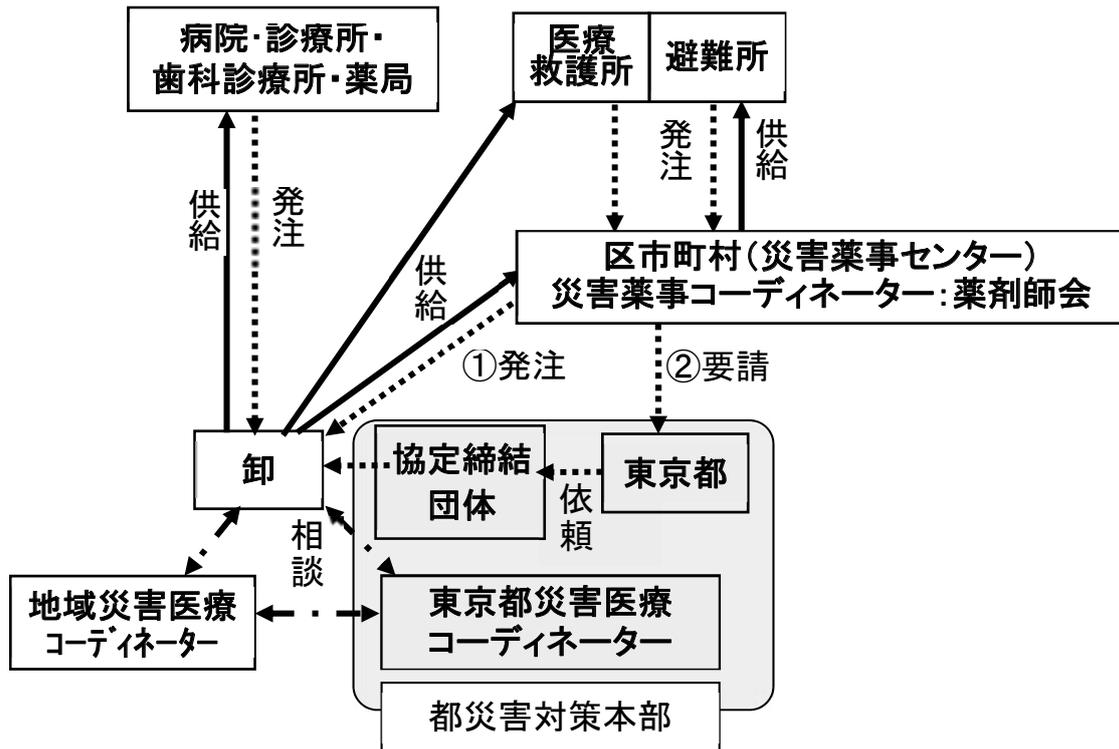


### ④ 卸売販売業者が医薬品等を納入

卸売販売業者は、区市町村へ納品する。  
(原則として、医療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区市町村の災害薬事センターへ納品する。)

出典：地域防災計画震災編(平成26年修正)[本冊]P379

[図：卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ]



- ① 区市町村は、卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が区市町村へ納品する。
- ② 区市町村での調達が不可能な場合は、区市町村は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が区市町村へ納品する。
- ③ ①②どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

（医療救護所）

発注：区市町村の災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）でとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸が各医療救護所へ直接納品

（避難所）

発注：区市町村の災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）でとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸は区市町村の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配送

- ④ 卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給します。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応することとします。

※協定締結団体

都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会、

大東京歯科用品商協同組合、日本衛生材料工業連合会、日本医療機器協会

出典：地域防災計画震災編（平成26年修正）[本冊] P 380 を一部改変

**【参考：大震災(震度6弱以上)発生時における交通規制】**

大震災発生直後は、道路交通法に基づく第一次交通規制と災害対策基本法に基づく第二次交通規制があります。また、震度5強の地震発生時においても、道路交通法に基づく交通規制があります。

**1 第一次交通規制(道路交通法)**

発生直後から、緊急自動車を除き、一般車両は下記のとおり通行が禁止されます。

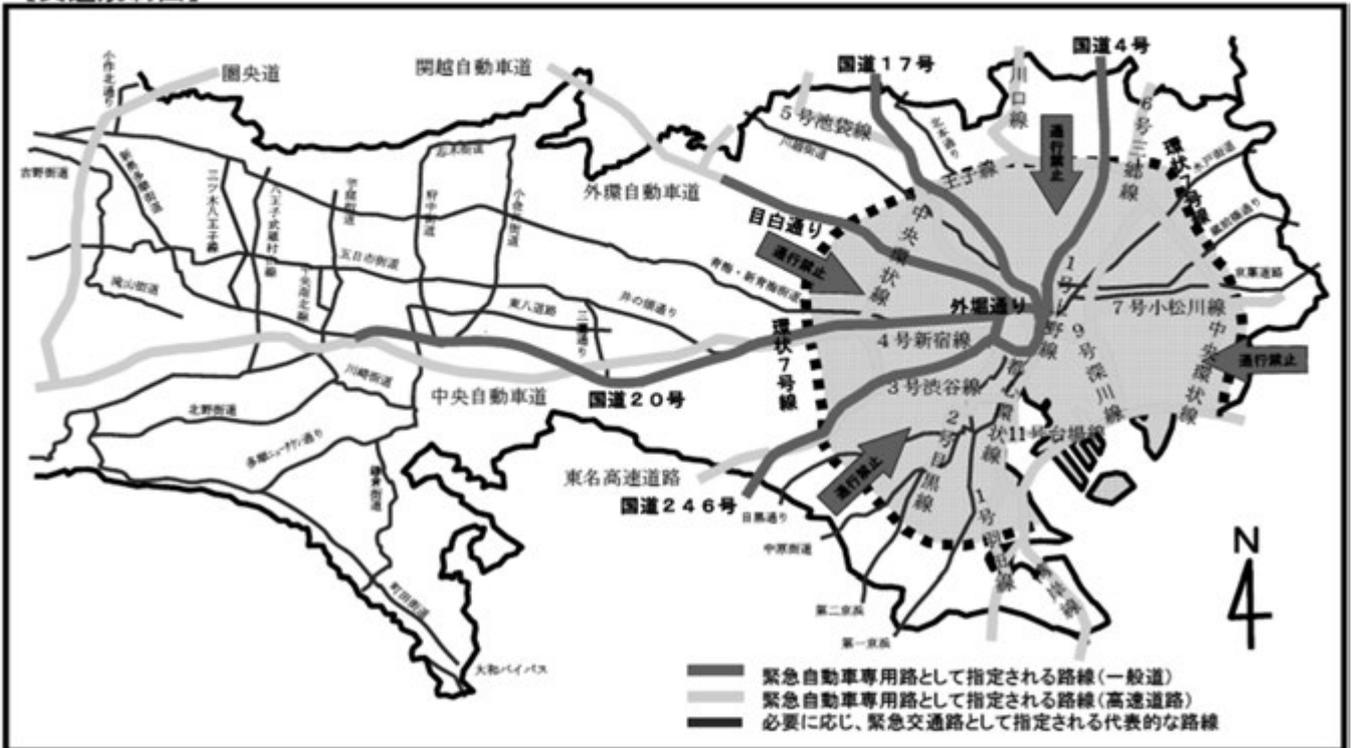
- ① 環状7号線内側への一般車両の流入禁止
- ② 環状8号線内側への一般車両の流入抑制
- ③ 緊急自動車専用路の指定

(国道4号・17号・20号・246号、目白通り、外堀通り、高速自動車道・首都高速道路)

**2 第二次交通規制(災害対策基本法)**

被害状況を確認した後、緊急自動車、緊急輸送車両及び緊急通行車両を除き、一般車両は緊急交通路(都内38路線)の通行が禁止されます。

**【交通規制図】**



**第一次交通規制(道路交通法)**

- 1 環状7号線内側への一般車両の流入禁止  
都心部の交通量を削減するため、環状7号線において流入規制を実施する。
- 2 環状8号線内側への一般車両の流入抑制  
信号制御により、都心方向への流入を抑制する。
- 3 「緊急自動車専用路」の指定  
次の7路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施する。

国道4号(日光街道 他)	国道17号(中山道・白山通り 他)
国道20号(甲州街道 他)	国道246号(青山通り・玉川通り)
目白通り	外堀通り
高速自動車国道・首都高速道路	

- 4 都内に極めて甚大な被害が生じている場合  
被災状況に応じて、一般車両の交通規制を実施する。

**第二次交通規制(災害対策基本法)**

- 1 「緊急交通路」の優先指定  
緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定する。
- 2 その他の「緊急交通路」の指定  
被害状況を踏まえ、必要に応じ、次のような路線を緊急交通路として指定する。

第一京浜	第二京浜	中原街道	目黒通り
青橋・新青橋街道	川越街道	北本通り	水戸街道
鍛冶橋通り	京葉道路	井の原通り	三鷹通り
東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道
早稲街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線
三ツ木八王子線	新典多摩街道	小作北通り	吉祥街道
鳩山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通り
鎌倉街道	町田街道		大和バイパス

※ 国の首都圏全体での交通対策の策定や東京都の地域防災計画の改訂の動きを踏まえて、緊急交通路の見直しも行います。

**震度5強の地震が発生した場合の交通規制(道路交通法)**

都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて、環状7号線内側への一般車両の流入を禁止し、かつ、環状8号線内側への一般車両の流入を抑制します。

**警視庁**